

令和5年5月 月例報告会 報告事項一覧

令和5年5月25日

所管課	報告事項		
総務課	新型コロナウイルス感染症5類移行の対応について	・・・	1
	生成型AIの試行について	・・・	2
企画政策課	石黒隊員のアウフゲース日本予選大会報告および世界大会の出場について	・・・	3
商工観光課	地域おこし協力隊アウトドア起業家の再募集について	・・・	4
上下水道課	下郷地区発生水道水の濁りについて	・・・	5
社会教育課	旧浦安地区公民館除却に関する進捗について	・・・	9
人権・同和教育課	令和4年9月に発生した差別事象の経過について	・・・	10

(1) 経緯

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類に変更された。

この変更に伴い、これまでの新型コロナ対応が変更となった。

(2) 5類移行に伴う主な変更点

- 法律に基づく外出自粛は求められないが、発症翌日から5日間の外出自粛を推奨
- 濃厚接触者に対する外出自粛は求められない
- 無料検査は、5月7日で終了
- 外来診療や処方薬に自己負担が発生

(3) 琴浦町立小・中学校及びこども園における対応

- 児童生徒及び教職員、園児及び職員に対して基本的にマスク着用は求めない
- 新型コロナウイルス感染症罹患による出席・登園停止期間は、「発症日翌日から5日間、かつ、症状が軽快したあと1日経過するまで」とし、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨
- 濃厚接触者の特定は行われないため、感染者との濃厚接触があったとみなされる場合でも直ちに出席停止・登園停止の対象としない。
- 医療機関で新型コロナウイルス感染症と確認されるまでは、「病欠」の扱いとする
- 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染防止対策は引き続き実施

(4) 琴浦町役場での対応

- 職員が陽性となった場合、症状が軽快したあと1日経過するまで年休又は病欠休暇で自宅待機
- 発症後5日を経過するまでは、症状が軽快しても出勤せず、在宅勤務とする
- 同居者が陽性となった場合や職場等で陽性者と接触した場合、体調管理を行い、マスク着用で勤務する
- マスク着用については、次の場面で推奨
 - ・ 窓口、受付等で来庁者に対応する場合
 - ・ 人と人との距離（2m程度）が確保できない場合
 - ・ 頭痛、鼻水、喉痛などの症状がある場合
 - ・ 町民宅、介護施設や医療機関へ訪問する場合
 - ・ 換気ができず、密となる場所での会議等へ参加する場合
 - ・ 公用車で複数乗車する場合
 - ・ 陽性者と接触した場合
 - ・ 感染流行期
- 窓口等のパーティションは撤去
- 庁舎入口付近に設置する体温測定器は当面の期間設置する。

生成型 AI 試行について

総務課

1 趣旨

生成型 AI は、業務効率の改善や新たなアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては、法令違反や社会規範・倫理にそぐわないものを生成して個人等の権利を侵害したりする可能性があります。一律的な使用禁止は、今後の行政分野での活用や発展性が閉ざされることになるため、現時点における注意事項を整理して試行することで、活用方法を模索します。

2 経過

国や全国の自治体において、利用の是非や利活用を検討している状態となっており、琴浦町においても、現時点で判明している注意事項を整理して試行することで、今後の活用方法を模索する。

3 実施概要

- ・ DX 推進員会議（庁内 DX 推進に関する PT）を開催し、DX 推進員へ生成型 AI の試行について説明。
- ・ 各課で試行の後、意見を収集し、9月を目途に琴浦町としての運用方法を定める。
- ・ 国・県・他自治体においても使用に関するガイドラインを策定する動きがあるため、参考としながら適宜見直しを行う。

○生成型 AI のメリット・デメリットの例

【メリット】業務効率化の有効なツールとして威力を発揮する可能性を秘めている。

- ① ヒントやアイデア出し..... 思わぬ気づきを得ることもある。
- ② 翻訳作業..... 日本語⇄外国語に翻訳する。
- ③ 文書要約..... 内容を読み取り文章を要約する。

【デメリット】革新的技術ではあるが、多くの懸念事項が存在している。

- ① 情報の正確性..... 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性がある。
- ② 情報漏洩..... 入力した情報が AI の学習に使用され、他者の生成に利用される恐れ。
- ③ 著作権や商標登録等の侵害.. 生成された内容を利用することが、他者が保有する権利を侵害する恐れ。

4 今後のスケジュール

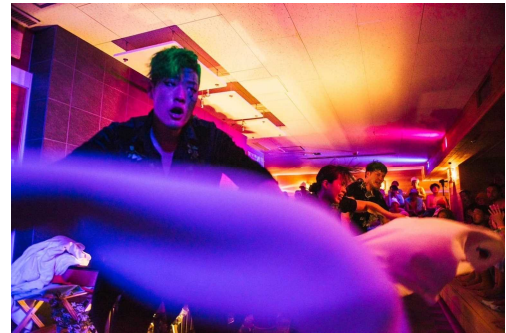
- ・ 6月上旬..... DX 推進員会議にて試行時の注意事項等を説明
- ・ 9月..... 琴浦町における運用方法を策定

1 概要

琴浦町地域おこし協力隊の石黒明日香隊員(アウフギーサー五塔熱子)が5月18～20日、横浜市で開かれた「アウフグース世界大会」の日本予選大会「Aufguss Championship Japan」で個人6位、団体で4位入賞を果たし、団体戦については世界大会プレーオフ出場の切符を手に入れました。



【個人戦の様子】



【団体戦の様子】

石黒隊員は町の関係人口を増やす任務の傍ら、今年度も鳥取県平井知事より「とっとりサウナCEA」にも任命されており、サウナを通して琴浦町の魅力発信を行っています。

2 世界大会日程

*プレーオフ (Aufguss WM Play Off 2023)

9月1日(金)～3日(日) 開催場所 ノルウェー

*本戦 (Aufguss WM World Champion Ship 2023)

9月11日(火)～17日(日) 開催場所 ドイツ

3 海外渡航について

世界大会出場と併せてアウフグースに関する講習を受け、ディプロマを取得したのち、検定制度を日本に導入すること、海外現地で知識と技術を得ることを目的に海外へ渡航します。いずれも、卒隊後の事業内容とするための事前研修です。

【日程】

5月23日(火)～24日(水)	移動	羽田～ミュンヘン空港～チューリッヒ空港
5月25日(木)～28日(土)		スイス バーゼルへ ※世界大会会場
5月29日(木)～6月4日(日)		ベルギー ローリュマスター講習会
6月5日(月)～11日(日)		オランダ トゥーエル技術講習会
6月12日(月)～22日(木)		エストニア・フィンランド ハーバル講習
6月23日(金)～27日(火)		ノルウェー ハーバル講習会・農園実習
6月28日(水)～29日(木)	移動	オスロ空港～ミュンヘン空港～羽田
6月30日(金)	帰町	

※ディプロマ…正規の教育機関から取得する卒業証明書のこと

WE NEED YOU!!

琴浦町

地域おこし協力隊

応募締切

6月9日 金 まで

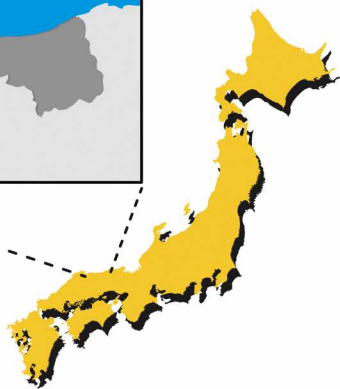
募集中

アウトドア起業家
養成業務

1名

琴浦町ってどんなところ?

鳥取県・琴浦町



琴浦町は、鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は中国地方最高峰・大山に面した、人口約1万6千人の小さなまちです。小さいけれど、景色も、食も、人も、どこを切り取ってもたくさんの魅力がギュッと詰まっています!このことを「惑星コトウラ」というロゴに込め、まちのPRを行っています。



小さいくに ぜんぶある。
惑星コトウラ

業務内容	① 町内民間企業等でアウトドア起業家養成講座等を受講 ② SNS の活用やイベントチラシ作成等による観光情報発信 ③ 観光ガイドの研修受講と実施 等
勤務地	琴浦町内
報酬	月額 194,440 円 ・社会保険料などの本人負担分が差し引かれます ・期末手当あり(年2.4ヶ月分 ※令和4年1.2月時点、期間率あり)
雇用形態	琴浦町一般職の会計年度任用職員として任用
勤務時間	1. 勤務時間 週35時間勤務 2. 勤務を要しない日 祝日、年末年始 3. 休暇 有給休暇(月に1日)
福利厚生	1. 社会保険など 厚生年金、健康保険、雇用保険 2. 住居 琴浦町が住宅を斡旋します

お問合せ先

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2
琴浦町役場 商工観光課 観光係

TEL 0858-52-1713

Mail syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

詳しくは
JOINを
チェック



ご応募
お待ちしております
います



<https://www.iju-join.jp/cgi-bin/recruit.php/9/detail/46136>

下郷地区発生 水道水の濁り水について（報告）

上下水道課

1 状 況

5月6日（土）から9日（火）及び16日（火）、17日（水）において、鋤、下光好など下郷地区において、住民の方より、水道より濁り水が出た旨の報告があり、報告があった家庭を訪問し、状況の確認、サンプル水を採取したところ、水道水に気泡が混入した時に生じる、白濁した水を確認した。

地区内9箇所サンプル水を採取し、検査機関へ9項目（一般細菌、大腸菌等）検査を実施した結果、検査箇所9箇所とも、基準適合内である旨の報告を受けた。

この度の下郷地区において発生しました、水道水の濁りにつきましては、区長をはじめ住民の方にご心配とご迷惑をお掛けした。

2 対応の経過

	内 容
5月6日（土）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。（3軒） <ul style="list-style-type: none"> ➢ サンプル水採取 エアが混入したような白濁を確認。
5月7日（日）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。（3軒） <ul style="list-style-type: none"> ➢ サンプル水採取 エアが混入したような白濁を確認。 ○ 関係区長（鋤、下光好、下法万）へ連絡。 ○ 第1、第2、第3、第4、第5水源地確認。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第3水源地 第4水源地からの流入水確認 色、味異常ナシ。 ➢ 第4水源地 サンプル水採取及び残留塩素測定 残留塩素基準値内 ○ 美好～上鋤間において消火栓での水道管のエア抜き実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2～3ヶ所の消火栓でエアの吹き出し確認。 ○ 防災無線、HP、LINE で下郷地区において白濁した水の発生について周知。
5月8日（月）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源地制御盤設置業者による制御盤動作確認。 異常ナシ。 ○ 水質検査用サンプル水採取し（3箇所）、検査機関へ検査（9項目）依頼。 ○ 第1、第3、第4水源地確認。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4水源地（接合井）増水によるボールタップの水没確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手で水位調整弁を調整。 ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。（4軒） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1軒のお宅の浴槽から、砂状の付着物を確認。 ○ 美好～鋤消火栓および濁り水の出た家の状況確認。
5月9日（火）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。（2軒） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異常ナシ。 ○ 第1水源地（受水槽）、第5水源地（浅井戸）、第4水源地（接合井）状態確認。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4水源地（接合井） 水位安定、ボールタップが正常の場所にあることを確認。 ○ 検査機関より検査結果について連絡 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 9項目について検査実施。3箇所とも「適合」 ○ 検査結果を受け防災無線、HP、LINE で検査結果を周知
5月12日（金）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業者による第5水源地（浅井戸）ポンプ空転防止作動確認。問題ナシ。

5月16日(火)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。(2軒) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 浴槽壁面に気泡の付着を確認。濁り、沈殿ナシ。 ○ 水質検査用サンプル水採取し(1箇所)、検査機関へ検査(9項目)依頼。 ○ 排泥管(2箇所)での水抜き及び第4水源地(接合井)、第5水源地(浅井戸)状況確認。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4水源地(接合井)、第5水源地(浅井戸)異常確認できず。
5月17日(水)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泥管(3箇所)での水抜き及び第3配水池、第4水源地(接合井)、状況確認。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4水源地(接合井)北側の空気弁より漏水を確認。弁を閉じ対応。 ○ 第1水源地受水槽及び第4水源地(接合井)への流入水確認。異常ナシ。 ○ 報告のあったお宅を訪問し状況を確認。(2軒) <ul style="list-style-type: none"> ➢ サンプル水採取 エアが混入した白濁を確認。 ➢ 浴室、お湯用蛇口よりサンプルを採取した際、お湯よりエアが混入した強い白濁を確認。 ○ コンサルへ調査協力依頼
5月19日(金)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質検査用サンプル水採取し(6箇所)、検査機関へ検査(9項目)依頼。 ○ コンサル協議 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原因の究明について協議 <ul style="list-style-type: none"> ● 濁り水の発生日時、エリア、状況(写真、サンプル水等)確認。 ●
5月22日(月)	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査機関より検査結果について連絡 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 9項目について検査実施。6箇所とも「適合」

3 発生原因

5/6～9の間に発生した濁り水と5/16、17に発生した濁り水とでは、発生原因が異なるものと思われる。

5/6～9発生分については、接合井ボールタップの不具合により、第5水源地(浅井戸)からの取水が常に行われたことにより、水位が低下し、水と一緒に底部に堆積した砂とエアを取込んだものと思われる。

5/16、17発生分については、接合井北側空気弁からの漏水が確認されており、管路内の圧が下がった際に空気弁の隙間からエアを取込んだものと思われる。

第5水源地(浅井戸)の水位の安定、接合井ボールタップが正常な位置にあること、空気弁を閉じていることから、土、日曜日に濁り水の報告がなければこれらが原因ではないかと思われる。

4 対策

第5水源地 浅井戸について、底部に砂の堆積が確認されることから除去を行う。また、本来、主として稼働すべき深井戸が、ストレーナー外側からの砂の流入があり、稼働を休止していることから、カメラ調査を実施し、原因の確認を行い、使用可能となる対策を行う。

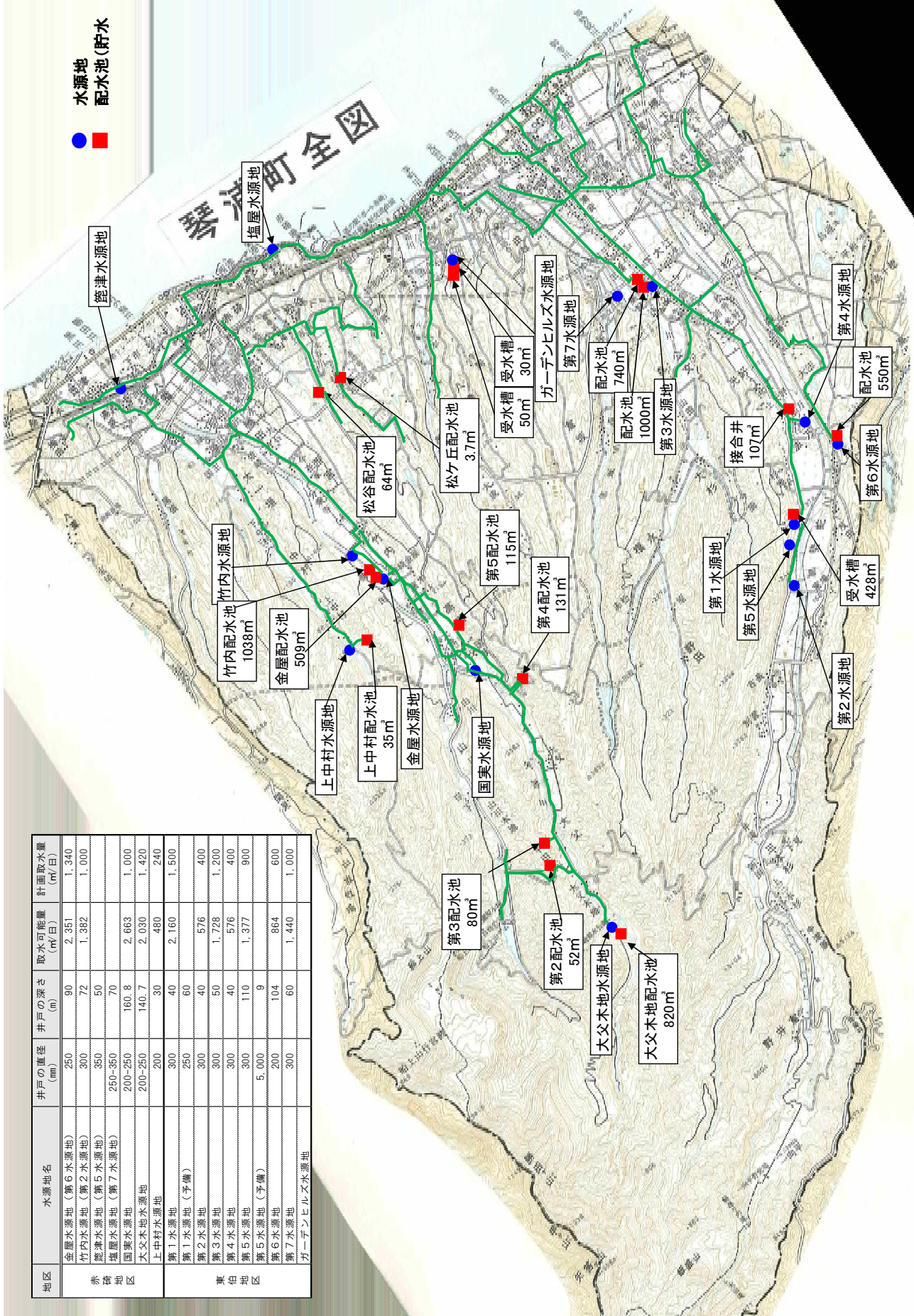
接合井ボールタップの点検を実施し、必要に応じ、交換を行う。また、定水位弁の点検を実施する。

接合井北側空気弁については、漏水が確認されていることから、新しい物と交換を行う。

その他、コンサルが実施する調査結果に基づき対策を講じたい。

● 水源
■ 配水池(貯水)

藤沢町全図



地区	水源地名	井戸の直径 (mm)	井戸の深さ (m)	取水可能量 (m³/日)	計画取水量 (m³/日)
赤松地区	金屋水源池 (第6水源池)	250	90	2,351	1,340
	竹内水源池 (第2水源池)	300	72	1,382	1,000
	笠津水源池 (第5水源池)	350	50		
	塩屋水源池 (第7水源池)	250-350	70		
	国実水源池	200-250	160.8	2,663	1,000
	大父木地水源池	200-250	140.7	2,030	1,420
	上中村水源池	200	30	480	240
藤沢地区	第1水源池	300	40	2,160	1,500
	第2水源池 (予備)	250	60		
	第3水源池	300	40	576	400
	第4水源池	300	50	1,728	1,200
	第5水源池	300	40	576	400
	第6水源池 (予備)	300	110	1,377	900
	第7水源池	5,000	9		
	第8水源池	200	104	864	600
	第9水源池	300	60	1,440	1,000
	ガーンテンヒルズ水源池				

1 概要

- ・旧浦安地区公民館の除却について、令和5年度予算を計上している。
- ・旧浦安地区公民館敷地については、建設当時に土地譲渡に関する覚書が浦安地区との間で取り交わされており、除却にあたり浦安地区との合意が必要となる。
- ・令和5年5月12日に開催した浦安大区役員会との意見交換会の報告と今後の展望について、報告するもの。

2 覚書について(抜粋)

- ・前項の目的（公民館敷地）又はそれに類する公共施設として使用する必要がなくなった場合は双方合意の上無償にてその所有権を浦安部落に移転するものとする

3 浦安大区役員会との意見交換会概要

日 時 令和5年5月12日

出席人数 12名（各区長7人、役員他5人、担当2課2人）

○町からの説明事項

- ・覚書内容の確認
- ・現在の除却スケジュールの説明
- ・除却にあたり、設計に影響する敷地内付属物の確認

○役員会からの主な意見

- ・覚書、当時とは情勢も異なる。今一度、譲渡をうけるかどうか検討したい。
- ・譲渡を受けるかどうか、区民の総意が必要で、数ヶ月ではとても決めることができない。
- ・譲渡を受けるかどうかを決めないと、付属物等の取り扱いについて検討が難しい。
- ・一方で、老朽化した旧公民館をそのままにすることも好ましくないので、建物の除却工事とその他の付属物等の工事とで、工事を2回に分けてほしい。

4 今後について

- ・当初、敷地所有権について浦安地区へ返還予定であったが、返還しないことも視野に進める必要があり、スケジュールが変わることが想定される。

当初予定していたスケジュール

- ・解体設計業務 令和5年5～9月
- ・解体工事 令和5年12月～令和6年7月

1 経過

令和4年9月に町内事業所で発生した差別事象について、町人権啓発検討会議を開催し、差別事象の背景や対応状況の分析及び今後の対策等を協議した。

2 事象内容

- ①作業員同士で物品の貸し借りによるトラブルが起こり、加害者は被害者に対し「泥棒猫」と大勢の前で暴言を繰り返したり、間接的に「部落の人」という発言をしていた。
- ②被害者は、加害者とのトラブルについて、事務員や上司に相談したが、作業員同士のトラブルと軽視され、対応がとられなかった。
- ③以前から、事業所内では言葉にしては言わないが、指を使い被差別部落の人を表現し、差別するというような現状が蔓延していた。

3 行政対応

町人権啓発検討会議の開催し、差別事象の分析を行うとともに、行政対応を含めた事業所の問題点と課題及び今後の取り組みについて協議を行った。

(第1回：12月16日、第2回：3月23日、第3回：4月20日)

・委員の構成

有識者、関係団体、地域住民、町職員 計10名(委員長：副町長)

4 今後の取り組み

- ①差別事象が発生した事業所へ啓発(相談窓口の設置・ヘルプラインの作成など)を行うとともに、企業全体への啓発を実施。
- ②被害者が受けた「心の傷」のケア。
- ③行政職員に対しての研修・差別事象対応マニュアルの見直し。